

毎時 0.12 マイクロシーベルト以上の場所は  
管理区域。

住むなんて、とんでもない！

### 汚染密度4ベクレル/平方センチ以上は管理区域

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、「労働安全衛生法」など現行の法律では、以下の場所はどちらも、放射線の「[管理区域](#)」と決められています。

1. 実効線量 1.3ミリシーベルト/3月 以上
2. 表面汚染密度 4ベクレル/平方センチ 以上 ( $\alpha$ 線を出さない放射性同位元素)

1の「3ヶ月で1.3ミリシーベルト」は外部被ばくを少なくするための措置です。1.3ミリシーベルト/3月＝5.2ミリシーベルト/年ですから、当然です。

2の「4ベクレル/平方センチ」は内部被ばくを避けるための措置です。汚染されている所では体に放射性物質がくっついて被ばくしたり、体内に取り込んでしまう可能性があるからです。

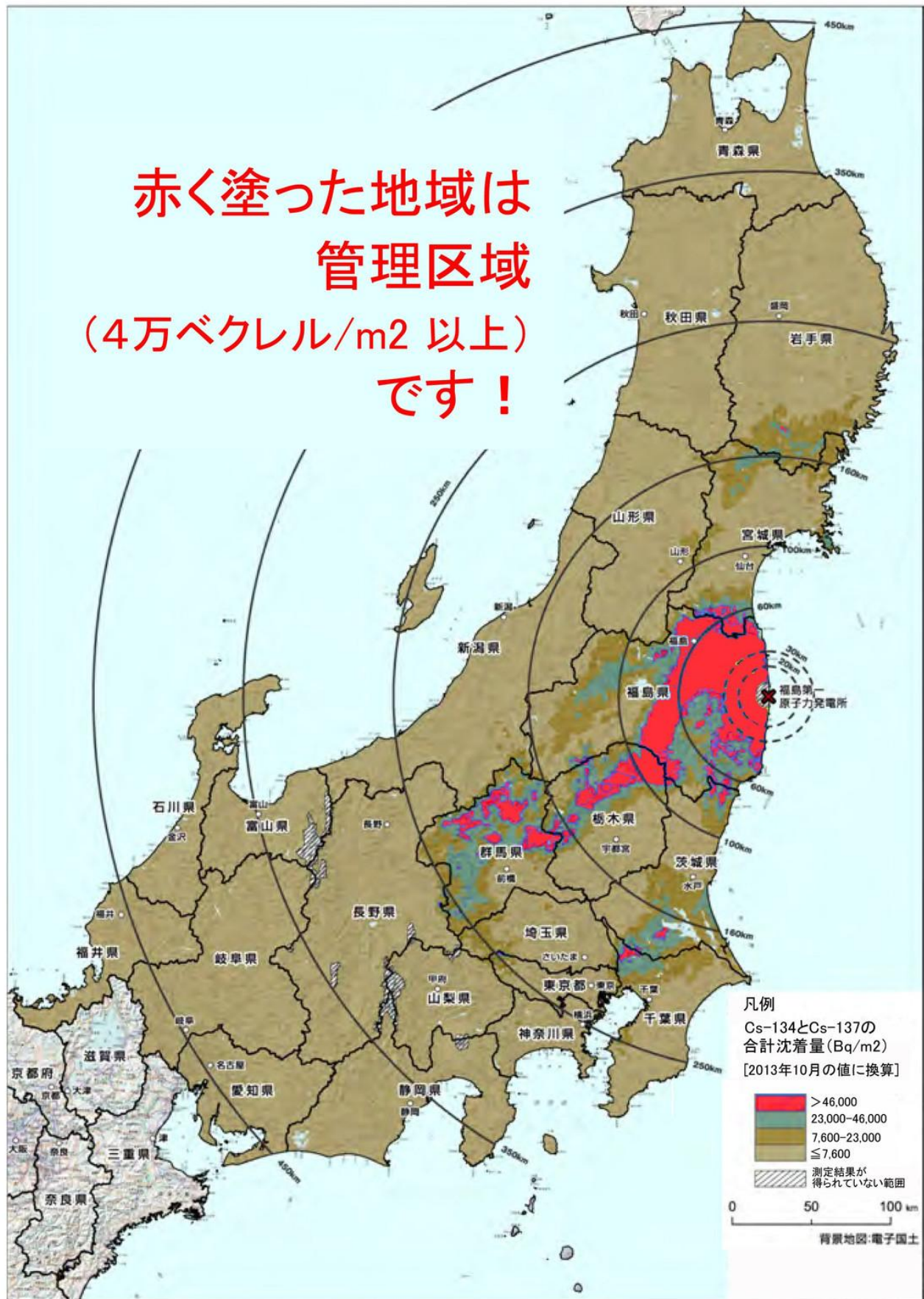
**放射線管理区域内では、飲食、喫煙は禁止されています**（電離放射線障害防止規則第41条の2）。福島原発事故後の日本では、原発敷地外にも広大な管理区域が広がっています。

$$4 \text{ベクレル/cm}^2 = 4 \text{万ベクレル/m}^2 = 0.12 \text{ マイクロシーベルト/時}$$

次頁の地図は、2013年10月現在、放射性セシウムだけで4ベクレル/平方センチ(=4万ベクレル/平方メートル)を超えと思われる「[管理区域](#)」を赤く塗り分けたものです。

福島県、栃木県、群馬県、茨城県の南北だけでなく、千葉県柏市付近、さらに岩手県奥州市・一関市にまで広がっています。

赤く塗った地域は  
管理区域  
(4万ベクレル/m<sup>2</sup> 以上)  
です！



前頁の地図は文科省が2011年11月に発表した航空機モニタリングの結果を元に、セシウム134と137の減衰を考慮しています(事故時のセシウム134:137=1:1と想定、ベクレル数は原図作成時=2011年11月に比べ、0.76に減衰)。

空間線量で見ると、**0.12 マイクロシーベルト/時の過剰被ばくが管理区域に相当します。1年間では1.05 ミリシーベルトです。**

## **管理区域で生活することは許されません！**

原発で働いている作業員でさえ、表面汚染密度4ベクレル/cm<sup>2</sup>以上の管理区域では飲食・喫煙が禁止されています。

放射性物質が体や食物などに付いて、内部被ばくする危険性があるからです。

ましてや、今多くの人々が4ベクレル/cm<sup>2</sup>以上の汚染土壌の上で暮らしています。風が吹けば土の微粒子についての放射性セシウムが舞い上がり、吸い込んでしまいます。

昨年2月に福島県郡山市で6日間陰干した大根には3,421ベクレル/キログラムもの放射性セシウムが付着していました。

管理区域で生活しては、いけないのです。

これは現在の放射線防護の法律に書かれていることです。

政府・東電は、少なくとも0.12マイクロシーベルト/時=年間1.05ミリシーベルト以上の地域の人々に避難の権利を認めなければならないのです。

(アース)

2013年10月6日

<http://onndannka.cocolog-nifty.com/blog/2013/10/svh-ae15.html>

### <参考>

セシウム134は137にくらべ崩壊時のエネルギーが約2.7倍なので、空間線量への影響が大きいのですが、半減期は2年で、半減期30年の137より早く減衰します。

このため、セシウムはベクレル数の減少よりも空間線量の減少の方が早くなります。

文科省は「1マイクロシーベルト/時=セシウム276,008ベクレル/m<sup>2</sup>(2011年6月基準)」と発表しています。この時点では、約0.15マイクロシーベルト/時=4万ベクレル/平方メートルでした。

その後の減衰を計算に入れると、2013年10月現在では0.12マイクロシーベルト/時=4万ベクレル/平方メートルです。

管理区域に相当する空間線量は次頁のグラフのように徐々に下がっていきませんが、2014年3月でも0.12マイクロシーベルト/時です。

以上

